

## 随意契約理由書

件名	マイクロバスの月額賃貸借（レンタル）契約
契約の相手方	（株）トヨタレンタリース大阪
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	<p>自動車のリース・レンタル事業の登録業者において、下記の所定の条件を満たす者が、当該事業者のみであったため、1社による随意契約を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○スクールバス車両の賃貸借を実施していること</li><li>○令和8年4月1日にバス車両の納品が可能であること</li></ul>
備考	